

町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)2月21日

提出者 町田市長職務代理者  
町田市副市長 榎本悦次

町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

町田市特定公共賃貸住宅条例（平成8年3月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(申込者の資格)</p> <p>第7条 特定公共賃貸住宅の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする次のいずれかに該当する者（第4号及び第31条において「現に同居し、又は同居しようとする者」という。）があること。</u></p> <p>ア <u>親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）</u></p> <p>イ <u>町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和 年 月町田市条例第 号）第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方（第26条において「パートナーシップの相手方」という。）</u></p> <p>ウ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童</u></p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>(4) <u>特定公共賃貸住宅を使用しようとする者及びその者と現に同居し、又は同居しよう</u></p>	<p>(申込者の資格)</p> <p>第7条 特定公共賃貸住宅の使用の申込みをしようとする者<u>（第4号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を含む。）</u>は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする<u>親族</u>があること。</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>(4) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条</u></p>

とする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる要件以外の申込者の満たすべき要件を定めることができる。

（使用権の承継）

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合で、当該特定公共賃貸住宅の管理上支障がないと認めるときは、市長は、当該特定公共賃貸住宅の使用権の承継を許可することができる。

- （1）特定公共賃貸住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）若しくはパートナーシップの相手方又は三親等内の血族若しくは姻族であって、使用開始当初から（出生にあつては、出生後）引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住しているものであるとき。

（2）・（3）略

2 略

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号以外の申込者の満たすべき要件を定めることができる。

（使用権の承継）

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合で、当該特定公共賃貸住宅の管理上支障がないと認めるときは、市長は、当該特定公共賃貸住宅の使用権の承継を許可することができる。

- （1）特定公共賃貸住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）及び三親等内の血族又は姻族であって、使用開始当初から（出生にあつては、出生後）引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住しているものであるとき。

（2）・（3）略

2 略

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に特定公共賃貸住宅の使用の申込みをした者及び同日前に開始された特定公共賃貸住宅の使用の公募に応じて同日以後に使用の申込みをした者に係る申込者の資格及び使用予定者の決定については、この条例による改正後の第7条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。